

福生市教育委員会会議録

平成 25 年第 6 回定例会

- 1 開催年月日 平成 25 年 6 月 28 日 (金)
- 2 開始時刻 午前 10 時 00 分
- 3 終了時刻 午前 11 時 29 分
- 4 場 所 第二棟 4 階 第 1 委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 加 藤 美 子
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 渡 辺 浩 行
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 田 村 博 敏
参 事 小 沼 孝 行
庶 務 課 長 高 木 裕
学 校 給 食 課 長 鳥 越 裕 之
生涯学習推進課長 笹 本 幸 三
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 長 島 弘
主 幹 浅 野 正 道
教育センター主幹 萩 原 晴 男
- 8 傍聴人 1 名

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第41号 福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の制定について
- 日程第 4 議案第42号 福生市学習指導員配置要綱の制定について
- 日程第 5 議案第43号 福生市スクールカウンセラー配置要綱の廃止について
- 日程第 6 議案第44号 福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命について
- 日程第 7 議案第45号 平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する諮問について
- 日程第 8 議案第46号 福生市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 9 報告第40号 平成25年度福生市食育研究事業検討委員会について
- 日程第 10 報告第41号 平成25年度使用福生市立小・中学校特別支援学級の紹介について
- 日程第 11 報告第42号 福生市営プールの指定管理者基本協定書及び年度協定書について
- 日程第 12 報告第43号 熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の更新について
- 日程第 13 報告第44号 福生市民会館の指定管理者の更新について
- 日程第 14 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。それでは、ただいまから平成25年第6回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、徳永喜昭委員の両名を署名委員として指名いたします。お願いいたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 改めまして、おはようございます。それでは、私からこの1カ月の御報告をさせていただければと存じます。よろしく願い申し上げます。メモにまとめておりますので、そちらを御覧いただければと存じます。

まず、明日でございますけれども、小・中学校の教育活動発表会を予定しているところでございまして、指導室、各学校それぞれ準備をいただいているところでございます。この小・中学校教育活動発表会につきましては、昨年度から実施しているところでございますが、小・中一貫の取組、あるいは地域支援組織の取組等につきまして、明日の発表で各学校の取組の様子をお聞きいただければと思っております。これらの取組につきましては、教育振興基本計画に沿って順次進めているところでございまして、今後も内容の充実を図りまして、子どもたちの変容につなげていきたいと強く思っているところでございます。教育委員会事務局としても重点施策として掲げているところでございますので、何とぞ御指導、御助言方お願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、4番目の学校教育関係のところでございます。各学校の運動会、体育大会、それぞれお出かけをいただきましてありがとうございます。各校とも集団として培う力を大切にさせていただきたいというところで見させていただきましたが、現場の先生方や教職員、あるいは児童・生徒の頑張りにエネルギーを逆に頂いたところでもございます。また、2学期にも予定されておりますので、何とぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。それから、学校訪問を始めさせていただいているところでございます。小・中学校の日常の一端ということで御覧をいただいております。大変貴重な御意見を承っているところでございます。各学校におきましては、校長を中心として、いかに子どもの成長や変容といった部分で結果を出せ

るのかといったところが、今の現状とっております。保護者や市民の信託に応えられるかというところでは、まだまだ課題が見られる部分もございますので、引き続き御指導方、よろしくお願いを申し上げます。

それから、6番目の市の動向のところでございますけれども、7月6日に福生市の表彰式が行われることになっております。自治功労表彰4人、一般表彰13人ということで、長年にわたりまして福生市教育委員会を支えてくださいました長谷川貞夫前委員長、宮城眞一前教育長の方々の表彰も行われる予定でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、議会でございますが、ここで市議会の第2回の定例会を終了したところでございます。この中で前回の教育委員会の定例会においてお伝えをしておりますが、今回一般質問の中でも学校給食のことにつきまして質問を頂いたところでございます。小学校の給食センターの建替えということで防災機能を併せ持った複合的な施設ということで、検討をスタートさせているところでございます。その中学校の昼食対策をどうするかということについて、これまでもずっと聞かれていたわけでございますが、この議会におきまして、先日の教育委員会で報告させていただきましたとおり、中学校給食問題も併せてこの度の施設の検討に加えるということで答弁をさせていただいたところでございます。今後、様々なシミュレーションをいたしまして、財政上のことや地域、保護者等の意見を聞きながら、また順次、その経過につきましては御報告申し上げたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それから、同じく議会のところで、ふっさっ子未来会議の運営費がございしますが、本議会をもちまして議決を頂いたところでございます。これからスタートするわけでございますが、福生市の全ての子どもたちの実態認識を起点といたしまして、国や都の教育改革の動向を視野に入れながら、子どもに係わってくださっている方々を委員としてお招きをし、教育委員の方々とともに、これまで培ってきました様々な施策等の精査等をしていきながら、改善への実践策を新たに打ち出していきたい、それを計画に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。何とぞこの会議につきまして御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それから、最後でございますけれども、いよいよ学校におきましては、7月20日から夏休みになるところでございます。月曜日に予定されております定例校長会におきまして、夏休み前の児童・生徒への諸注意等の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございますが、何をおきまして

も、やはり児童・生徒の命を第一にいたしまして、子どもたちの安全をしっかりと図るようにといったようなところで、充実した有意義な夏休みになるよう、校長には指示してまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、私からの報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

質問ではないのですけれども、感想ということで一つ述べさせていただきたいなと思いました。先ほど運動会、体育大会のお話がありましたけれども、本当に今年の小学校、中学校の運動会、体育大会、とても規律性もしっかりしていましたし、服装もきちんと整っていて、とてもすがすがしい体育大会だったと思います。私は二中の閉会式も見させていただいたので、これはプログラムになかったことだったらしいのですけれども、閉会式後、運動会を無事に終られたお礼を先生方に言いたいという生徒からの申し出があり、急遽、携わった先生方に前に出ていただいて、全校生徒で先生に感謝の気持ちを述べた光景が、とても印象に残りました。子どもたちの発想ということなのですけれども、素晴らしいことだなと思いました。また、小学校ではオリジナルの競技として、国体をイメージにした「ゆりーと」を登場させた競技がございました。秋には国体も開かれますことですし、秋開催の運動会が何校か残っていますけれども、そこに本物の「ゆりーと」等が本当に登場すれば、もっと国体も盛り上がるのではないかなと、そのような感想を持って見てまいりました。

以上でございます。

ほかにもございますか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第41号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の制定についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第41号、福生市ふっさっ子未来会議設置要綱の制定につきまして、その提案理由及び概要について説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、ふっさっ子未来会議の設置に関して必要な事項を定めたいので、本要綱を制定する必要があるものでございます。

内容でございます。議案第41号資料をお願いいたします。要綱の第1条は、設置に関する規定で教育委員会が抱える諸課題につきまして関係機関が連携して審議をするため、ふっさっ子未来会議を設置する規定でございます。

第2条は、所掌事項の規定でございます。基礎学力の定着、不登校、健全育成、その他の諸課題の改善に関すること。また、そのために家庭、地域、学校において、子どもの教育に係る関係機関が連携する必要がありますので、その連携に関することを所掌する規定でございます。

第3条は、組織の規定でございます。会長は教育長があたり、委員は教育委員4人、学識経験者1人、関係行政機関の職員1人、PTA関係者1人、社会教育委員1人、市立学校の校長3人、民生児童委員1人、主任児童委員1人、幼稚園長1人、保育園長1人の計15人でございます。学識経験者には教育行政の御専門の大学教授を予定しております。

第4条の任期は、委員の任期は当該年度末までとさせていただきます、翌年度も会議が行われる場合は、委員の再任を妨げないという規定でございます。

第5条の会長は、会長が会議を代表すること、またその職務を代理する者をあらかじめ決めておく規定でございます。

第6条の会議は、会長が招集し、必要に応じ委員以外の者の出席を依頼し、意見または資料の提出を求めることができる規定でございます。

第7条の謝礼は、別に定める基準に基づきまして謝礼を支払う規定でございます。謝礼の対象となる委員のうち学識経験者は1回3万円、委員が1回5,000円となっております。

第8条は、庶務の規定で、会議の庶務は教育委員会事務局庶務課が処理する規定でございます。

第9条の委任の規定は、要綱に定めること以外は会長が会議に諮って定めることを規定したものでございます。

最後に附則でございますが、この要綱の施行日を平成25年7月1日とする規定でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

議会で、このふっさっ子未来会議の設置を認めていただいて本当によか

ったと思っています。これまでも市の教育課題については、いろいろ真摯に私たちも取り組んできているわけですが、今回、このふっさっ子未来会議を突破口として、その多くの課題に多くの方が向き合っていただき、大幅なステップアップで改善、改良に向けていけたらいいなと思っています。

それでは、お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第42号、福生市学習指導員配置要綱の制定についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第4、議案第42号、福生市学習指導員配置要綱の制定につきまして御説明いたします。

お手元の資料の5ページを御覧ください。既に平成25年第5回教育委員会定例会におきまして御報告申し上げましたとおり、平成25年度は福生市立小・中学校それぞれ1校ずつが、東京都教育委員会で実施します学力向上パートナーシップ事業に基づく調査研究校の指定を受け、学力の定着に課題が見られる児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を2年間実施することとなりました。これを受けまして、福生市立学校における国語、または算数、もしくは数学の学力向上を図るための学習指導員の指定校への配置に関し、必要な事項を定めたいので本要綱を策定することから、本案を提出いたします。

恐れ入りますが、資料の6ページを御覧いただきたいと思います。第1条では、先ほど申し上げました学習指導員配置の趣旨につきまして、第2条では、配置を示しております。また、第3条では職務について、指導員は校長の指揮監督及び関係教職員の指導助言の下、関係教職員と連携して児童及び生徒への国語、または算数もしくは数学の学習指導に関する事、その他学習指導のために必要な職務に関する事の補助を行うとしております。第4条では指導員の要件といたしまして、小学校においては小学校課程、中学校においては国語または数学の教員免許を有する者で、第3条に掲げる職務に熱意を持って遂行できる心身健康なものとするとしております。さらに、第5条では配置申請を、第6条では配置決定を、第7条で

は指導員の具申を、第8条では委嘱を、第9条では勤務時間、第10条では謝礼、第11条では服務、第12条の職務解除、第13条では災害補償、第14条では報告、第15条では委任についてそれぞれお示しをしております。

なお、本要綱は第6回教育委員会定例会において本設置要綱を御承認いただきましたならば、平成25年7月1日を施行期日といたします。なお、学力向上パートナーシップ事業が今年度より2年間の事業であるため、本要綱は、平成27年3月31日限りでその効力を失うこととなります。

以上、教育委員の皆様には御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第43号、福生市スクールカウンセラー配置要綱の廃止についてを議題といたします。

教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第5、議案第43号、福生市スクールカウンセラー配置要綱の廃止について御説明申し上げます。

まず、資料9ページを御覧ください。提案理由ですが、福生市スクールカウンセラーを配置する必要がなくなったため、本要綱を廃止することとさせていただきます。

福生市スクールカウンセラー活用事業といたしまして、平成23年度より東京都からのスクールカウンセラーの未配置校の小学校3校、第四小学校、第五小学校、第七小学校に教育相談活動の充実を図り、それにより特別支援教育の充実、不登校の減少等を進めることを目的に福生市スクールカウンセラーを配置してまいりましたが、平成25年度より公立学校全校に東京都のスクールカウンセラーが配置されることとなりました。福生市につきましても市立小・中学校10校に各1名ずつスクールカウンセラーが配置されることに伴いまして、市費負担の福生市スクールカウンセラーが不要になったため、事業の廃止に伴いましてこの福生市スクールカウンセラー配

置要綱を7月1日付で廃止いたそうとするものでございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。
質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。
ないようでしたら、質疑を終ります。
お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、議案第43号は原案のとおり可決することといたします。
次に、日程第6、議案第44号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。
学校給食課長より内容説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第6、議案第44号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命についての提案理由並びにその内容を説明いたします。
資料は13ページ、14ページでございます。なお、根拠となります福生市学校給食センター運営審議会条例は、例規集第2巻1,356ページでございます。

初めに提案理由でございますが、平成25年6月28日をもちまして、現在の委員の任期が満了となることに伴いまして、福生市学校給食センターの運営について調査審議するため、福生市学校給食センター運営審議会条例第3条第2項の規定に基づき、小・中学校の校長10名、小・中学校のPTA代表10名、東京都西多摩保健所の職員1名、合計21名を審議会委員として委嘱及び任命いたしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、その内容でございますが、任期につきましては、同条例第4条の規定によりまして、平成25年6月29日から平成26年6月28日までの1年間でございます。委嘱及び任命しようとする委員は、全て充て職となりますので、次の表のとおりでございますが、新任の委員のみ御紹介いたします。
第一小学校長 中野和人、1枚おめくりいただきまして、14ページを御覧いただきたいと思っております。第一中学校長 益田俊隆、第二小学校PTA会長 島田由美子、第三小学校PTA会長 中出雅俊、第七小学校PTA会長 五十嵐広治、第一中学校PTA会長 大野文明、第二中学校PTA会長 金子康二、第三中学校PTA会長 登坂扇美、東京都西多摩保健所生活環境

安全課長の志村孝雄でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げて説明とさせていただきます。

委員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

渡辺委員 僕も昔やっていたことがあるのですが、先ほど教育長から話が出ました新しい給食センター、そちらのことについても、若干は何か内容を審議するところがあるのでしょうか。

学校給食課長 今、どのような形で、市民の意見をお聞きし、どのように集約するかは、詳細にまだ決まっておられません。今、検討しているところでございます。ただ、この審議会は給食センターの運営に係ることを審議いたしますので、この審議会については、運営の方法だとか建設に伴うことに係わる部分を御相談していかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

渡辺委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員 長 よろしいですか。

渡辺委員 はい。

委員 長 ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第45号、平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する諮問についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第7、議案第45号、平成25年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する諮問について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、社会教育法第13条に、国または地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見聴取を行わなければならないとされております。この規定に基づきまして教育委員会委員長より社会教育委員の会議の議長

に諮問をするものでございます。

なお、平成25年度の社会教育関係団体に対する補助金の申請につきましては、16ページの別表にありますように、福生市文化協会、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会、福生市公立小・中学校PTA連合会の3団体でございます。この内訳の欄に入るそれぞれの補助金額について社会教育委員の会議にお諮りするものでございます。また、補助金の申請額につきましては、17ページの資料の中の要望額のとおりで、今年度の社会教育団体に対する補助金の予算額につきましては、160万8,000円でございます。

御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑はございますか。

加藤委員 ボーイスカウトの人数というのが大分減ってきているので、予算も減っているということですか。

生涯学習推進課長 この3団体とも会員数については、実は減っておりません。このボーイスカウト・ガールスカウトの補助金が減っているという理由につきましては、平成21年度に財政援助団体の監査がございまして、その時にボーイスカウト、ガールスカウトの人数で割ったときの金額が、ほかの団体に比べて高いのではないかと御指摘受けまして、それに基づきまして毎年5%ほど予算額を減らしているというのが現状でございます。それに基づいて申請が上がってまいります。

以上でございます。

加藤委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにもございますでしょうか。

委員長 では一つ、意見なのですけれども、確かに1人当たりで出すとボーイスカウト・ガールスカウトは大変高くなると思いますけれども、それぞれの会費を出すと、ボーイスカウト・ガールスカウトの方の個人的な負担というのは、結構ほかの団体よりも多いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習推進課長 それにつきましては、資料の18ページを御覧いただきたいと思います。上から3行目のところに会費ということで、文化協会は団体が3,000円で合計33万6,000円、ボーイスカウト・ガールスカウトにつきましては合計

485万4,541円、福生市公立小・中学校PTA連合会につきましては、合計15万円ということになってございます。

以上でございます。

委員長 私が言っていましたのは、団体として出す金額、または個人として出す金額に差があるということでお伺いしたのですけれども。それらを含めて社会教育委員の会議等で協議して答申していただきたいと思います。

ほかにございますか。

渡辺委員、いかがですか。

よろしいですか。

渡辺委員 はい。

委員長 徳永委員、いかがですか。

徳永委員 経過がわからないから、的外れかもしれないが、ボーイスカウトはどうして社会教育関係団体かなと違和感がありました。

委員長 それは、生涯学習推進課長、御説明いただけますか。

生涯学習推進課長 ボーイスカウト・ガールスカウトの事業内容といたしましては、社会奉仕活動、または青少年の健全育成が目的となっておりますので、社会教育団体として加盟しております。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

徳永委員 はい。そういうことだと思いました。

委員長 ほかにございますか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第46号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第8、議案第46号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。現在の委員につきましては、平成25年6月30日で2年間の任期が満了となります。福生市文化財保護条例

第40条には委員は8人以内で組織する。第41条には委員は文化財に関し広く、かつ高い識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。42条には、委員の任期は2年とし、再任を妨げないといひます。この規定に基づきまして、表にございひます8名の方を文化財保護審議会委員として委嘱いたそうとするものでございひます。

お名前を読み上げさせていただきます。新井勝紘氏、河上一雄氏、北原進氏、高崎勇作氏、田村光男氏、多田仁一氏、吉江勝広氏、この7名につきましては再任によるもので、野村亮氏につきましては新たに委嘱いたそうとするものでございひます。

なお、委員の任期につきましては、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの2年間となります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

委員 長

内容説明は終了しました。

質疑がありましたらお願いいたします。

この度、野村氏に入っていたことで、文化財保護審議会の全ての担当の方がそろわれたということでしょうか。

生涯学習推進課長

はい、そうでございます。野村委員につきましては、天然記念物、主に動植物についてをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

委員 長

ほかに質疑はございひますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、報告第40号、平成25年度福生市食育研究事業検討委員会についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹

それでは、日程第9、報告第40号、平成25年度福生市食育研究事業検討委員会につきまして御説明申し上げます。お手元の資料21ページを御覧ください。

平成24年度は、本市は東京都教育委員会により食育研究指定地区の指定を受け、併せて栄養教諭が配置されました。それにより本市は食育のさら

なる推進を目指し、食育研究事業検討委員会の設置等、必要な事項を福生市食育研究事業実施要領として定めることといたしました。そして、本要領に基づき1年間本市の食育研究事業を推進し、本市の小・中学校における食育の一層の充実を図ってまいったところです。東京都教育委員会による食育研究指定地区の指定は1年間でありましたが、本市としましては食育に関してまだ研究途上であり、その必要性に鑑み、今年度も継続して本研究事業に取り組むことといたしまして、本要領の一部改正と平成25年度の食育研究事業検討委員会について御報告申し上げる次第でございます。

恐れ入りますが、資料22ページを御覧いただきたいと思っております。この実施要領は平成24年5月1日からの施行でございますが、平成25年度につきましましては、新たに下線を引いております箇所が追加、変更となっております。

まず、第6条の委員の任期といたしまして、委嘱及び任命の日から平成26年3月末日までとすることとしております。

次に、第7条の会議といたしまして、委員長が年2回程度招集することとしております。

なお、資料24ページでは平成25年度の委員の名簿を載せてございます。栄養教諭が配置されますが、拠点校の校長を委員とすることから今年度は福生第三小学校の地引校長を委員長としてございます。

附則といたしまして、この要領は平成25年7月1日からの施行となります。本年6月27日に各学校の食育リーダーを招集し、今年度第1回の食育リーダー研修会を開催いたしました。昨年度1年間の取組を反映させ、各学校の食育リーダーの意識は確実に高まっているところでございます。今後本検討委員会におきまして、引き続き研究を行った成果を各学校の食育リーダーを中心とした実践に着実につなげてまいります。

御報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

一つお伺いしてよろしいでしょうか。24年度は、最後に食育研究事業報告会というのがありましたけれども、やはり25年度もそのような形で進められるのでしょうか。

主 幹 この検討委員会で御指導いただいている、中心となっている方が24ページの名簿にございますが、篠田信司先生でございます。昨年度の年間を通した取組につきまして、篠田先生から来年度、つまり今年度はぜひ実践的

な面で各学校の取組を進めてほしいというような御指導をいただきました。そこで、一昨日の食育リーダーの研修会でも食育リーダーに指示したところでございますが、各学校での実践について1枚にまとめたものを、年間を通して継続して作成し、年度末には冊子としてまとめたいと考えております。それを全校配布することによりまして、2年間の食育の成果を各校にも還元できるようにしてまいりたいと思います。すなわち今年度は、そういう紙上報告という形をとりたいと考えております。

以上です。

委員長 はい、わかりました。

ほかに質疑はございますか。

徳永委員 教育委員会の人選と離れてしまうかもしれませんが、先だって、この食育において服部先生の講演があり、行って聞いたのですけれども、正直な、率直な感想を言うと、内容にかなり疑問を持ったところがありました。例えば家庭を大事にしてという、その言葉はいいのだけれども、何かそのことを通して母親にこの食事のことの全てを、言葉が強いかもかもしれませんが、押しつけてしまうような、そういう印象のように私には聞こえたのですが、そういったことがこの食育研究の名のもとに行われることに対して、いささか疑問を感じたのですが、そういったあたりに注意を払っていただきたいなと思いました。

主幹 昨年度の検討委員会の中でも、やはり家庭的になかなか厳しい状況がございましてけれども、それはもう学校と家庭が連携をして子どもたちの食育を進めていきたいというところで、今年度も目指していこうという共通認識をしておりますので、徳永委員がおっしゃっていただいたことを大切にしながら、より学校と家庭が連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

委員長 徳永委員、よろしいですか。

徳永委員 はい。

委員長 福生の実情に合った食育ということで、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

ほかにもございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第40号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第40号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第41号、平成25年度使用福生市立小・中学校特別支援学級の紹介についてを議題といたします。

教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第10、報告第41号、平成25年度使用福生市立小・中学校特別支援学級の紹介について御報告申し上げます。

市内8校の特別支援学級がそれぞれの学級の特徴を活かした教育内容について御理解いただき、障害、発達のアンバランス等、児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援する場といたしまして、皆様の御理解を得ていきますよう冊子を発行しております。児童・生徒の就学に当たり御心配があるとき、就学してから通級指導学級等の特別支援学級を希望されたときなどのために、この冊子を参考にさせていただきますことを念頭に入れて作成しております。

発行部数は500部、印刷は青梅市にあります東京都立青峰学園知的障害部門高等部就業技術科の職業に関する教科ロジスティクコースの生徒の皆さんに印刷、製本をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきました。今月中に製本されまして、各学校に配布いたします。

昨年度は、就学相談は7月からお受けしますと、昨年度の冊子では20ページに載せてございますが、今年度の特徴といたしましては、4月に御報告申し上げましたとおり、就学サポートチームが4月から活動いたしまして、そのチームが窓口になり、小学校、中学校の入学等に当たりまして、お子さんの学習面、行動面、集団生活への適応等で不安や心配を感じられている保護者の方の御相談をお受けしていますことを、今年度はこの冊子の22ページにございますように、4月の年度当初から年間を通して就学相談をしっかりと行い、受けとめるということで大きく変更した点でございます。

都立青峰学園は青梅市の交通公園のすぐそばにございます。一遍に多くの冊子はなかなかできないということで、もしかしたら500部全部が7月中にはできないかもしれないのですけれども、その場合は、9月に2学期が始まってから作っていただけるという約束をとってございます。

以上、報告といたします。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。

渡辺委員 お尋ねします。先ほど配布先ということで、各学校というお話があったと思うのです。それに500部ですよ。この就学前の人たちに対しては、例えば学校に行かなくてはもらえないということなのですか。あるいは幼稚園、保育園に対して配布するとか、そういうことはないのかなど。

教育センター主幹 4月に御報告いたしましたとおり、この就学サポートチームが市内幼稚園、保育園を回っておりまして、現在、各園約3回目を回っておりますが、この冊子ができておりませんでしたので、薄いパンフレットを作って相談を受けているということでしたけれども、今回この冊子もできましたことで、先ほど学校等ということで報告させていただいたのですけれども、学校等、幼稚園、保育園、また公共機関等で置ける場所等には置きたいと思っております。

以上でございます。

委員 長 渡辺委員、よろしいですか。

渡辺委員 はい、わかりました。

委員 長 徳永委員、お願いします。

徳永委員 それに関係して、その「等」の中に児童館も加えてください。

教育センター主幹 ありがとうございます。

委員 長 よろしいですか。

教育センター主幹 はい。

委員 長 加藤委員、何かございますか。

加藤委員 なかなかいい冊子ができ上がったのかなと思います。またこの4月にせせらぎ学級も増えたりして、これを見られて、やはり自分の子どもがどこに当てはまるかなというように、御父兄の方が検討されるには非常にいい資料です。8組の様子とかいろいろ細かに出ておりますので、これが役立ってもらえればと思います。これから、学校へ上がる前の、保育園とか幼稚園、まず、その辺からの見直しが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員 就学前の人に知ってもらいたいということで、早くからのその対応というか、そういうのはあったほうがいいと思ったのですけれども、この「はじめに」とあるではないですか。この中に、就学前のお子さまに対してということの記載があったほうがよかったのかなと思います。これを今回は500冊、来年度以降また増刷するのであれば、「はじめに」というところで、盛り込んでもいいのではと思いました。感想です。以上です。

教育センター主幹 貴重な御意見ありがとうございます。来年に活かしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

委員 長 私からも今の渡辺委員と同じところの指摘なのですけれども、この「はじめに」というところ、やはり先ほど主幹からお話がありましたけれども、就学サポートチームが新しくできて、福生市の教育相談体制が少し変わりましたね。そこをぜひともこの中に盛り込んでいただけたらなと思っております。それから、通級指導学級の案内なのですけれども、小学校の通級指導学級については3校まとめて載せてありますね。中学校についてはそれぞれ単独で書いてございますけれども、ここはそれぞれの大きな特色を出したいということで一つ一つだったのでしょうか。それとも、中学には2校ありますよということで一つにまとめられるのでしょうか。それから、17ページには通級の学校案内図、問合せ先が書いてありますけれども、中学校はどこにも問合せ先がありませんので、そこを載せるとか、また、特別支援教育のホームページも開設されたと思います。そのホームページのアドレス等もどこかに書けば、もっと理解していただける市民の方も増えるのではないかなと思います。そのあたりを少し整理していただいて、ぜひともいいものを作っていただきたいなと思います。

教 育 長 この特別支援のことにつきまして、学級の案内ということでこの紹介を作らせていただいて、大変貴重な御意見をいろいろ賜っているところでございます。先ほど地域支援組織が重点施策の一つであると申し上げました。事務局として大変大きな問題として捉えているのが、この福生市の特別支援教育に係わる全てのことでございます。やはりこれまでの発生を踏まえまして、より専門家による特別支援教育に至るプロセスを全て、もう少し詳細に、きちんと客観性を持って判断をしていけるプロセスを踏んでまいっているということと、幼稚園、保育園の巡回も始めまして、幼稚園、保育園の先生方にもそういう助言をして、子どもたちの係わり方という部分についても専門家からアドバイスを頂く。同じようなことがやはり小・中学校へも引き継がれ、切れ目なく子どもたちの個別支援というものが、正確な支援になっていくような形を考えているところでございまして、今、正に教育センターのこの機能を、主幹を先頭にいたしまして整理をしているところでございます。予算を伴う部分もございまして、今後、その専門家による増強といいましようか、そういった部分も今回の幼稚園、保育園の巡回で出てまいっているところでございまして、強い問題意識を持っていることから、市長にも御相談申し上げ、今後、議会にも諮っていきながら、さまざまにこの特別支援教育

に係わる部分の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

ただ、この発達障害という用語でございますが、私ども今回の定例議会の中では、発達のアンバランスということで答弁をさせていただいているところでございまして、この辺も併せて、今後、各学校のこういう内容、あるいはこの文章等につきましても、あくまでも発達のアンバランスといったような部分での、子どもたちへの支援ということで、もう少し保護者にとってわかりやすい、そんな計画に改善をしてみたいと考えておりますので、本年度につきましても、最後に主幹から御説明いたしましたように、支援、体制の部分で変わっておりますので、一気にいろいろといかない部分がまだまだございまして、教職員の意識改革ですとか、さまざまに進めていかなければいけない部分がございまして。なかなか一足飛びにはいかないところでございますが、今後、重点施策として位置付けておりますので、何とぞ御理解と御指導、御助言を引き続きいただきまして、よろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

委員 長 教育センター主幹から何かございますか。

教育センター主幹 いろいろな貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございます。それから、今回加えてほしいということは、必ず来年度、活かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 長 ほかに、質疑ございませんか。よろしいですか。

徳永委員 細かいことですが、これまでもいろいろな文書で気になっていたことなのですけれども、障害の「害」の字というのを、例えばよその自治体では、その障害ということに対してかなり意識を持って取り組んでおられ、この漢字は使わないですよね。これは音の置き替えでこの字になってしまっているけれども、元々は偏が石偏の、要するに常用漢字にない字の「碍」を「害」と書いていますけれど、そういった点も御検討いただければと思います。

委員 長 以前、私も質問させていただいたことがありましたけれども、これはやはり市の表記でこのようになっているということですね。

教育 長 そうなのです。

徳永委員 だから、今、目指す方向と、何かそういうところで手抜きとする感じがしてしまうのですよね。その言葉の使い方などがふっと現れる。しかも、ほかの自治体の文書を読んでも平仮名にしているところはかなり見かける

ので。市がそうだからと言われてしまうと、仕方ないですが。

学校給食課長 元々の福祉部の判断によるところがあると聞いています。スポーツ推進計画の策定のときに、そのような御意見をいただいていた。

委員長 暫時休憩といたします。

休 憩
再 開

委員長 休憩を解きます。

加藤委員 その発達障害という、障害という言葉に非常に皆さんひっかかると思うのです。これは東京都やほかでもいろいろ検討しているのではないのでしょうか。

主 幹 本市では、この福生市特別支援教育推進計画第二次計画に基づいて特別支援教育計画を進めておりますけれども、この基になっておりますのが、東京都の特別支援教育の第三次実施計画というのがございます。そちらでは、全て障害の表記は漢字になっておりまして、それに基づいてこちらも作っているというところでございます。

委員長 東京都ではそのように使っているということですね。

加藤委員 そうですね。

徳永委員 新聞も使ってしまっていますね。

加藤委員 そうですね。

委員長 表記について、一旦これでよろしいでしょうか。

加藤委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようでしたら質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第41号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。一部訂正等を含めた上でということで、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第41号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11、報告第42号、福生市営プールの指定管理者基本協定書及び年度協定書についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第11、報告第42号、福生市営プールの指定管理者基本協定書及び年度協定書につきまして説明を申し上げます。

資料は27ページでございます。この基本協定書及び年度協定書は、福生市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第7条の規定に基づき、協定の目的、指定期間、業務範囲などを定める基本協定及び指定管理者指導などを定める年度協定を締結するもので、現在指定管理者制度を導入しております熊川地域体育館及び福生地域体育館の基本協定書を基に作成したものでございます。

初めに、基本協定書（案）につきまして説明を申し上げます。資料は、報告第42号の資料―1を御覧いただきたいと存じます。それでは、内容の説明でございますが、基本となりました熊川及び福生地域体育館の基本協定書と変更した箇所を中心に、説明をさせていただきますと存じます。よろしく願いいたします。

まずは、1ページ目でございますが、第2条の協定期間は、平成25年7月1日から平成30年3月31日までの4年9カ月間となっております。ただし、事業年度につきましては、次の2ページの第8条に記載がございますが、今年は7月1日から、来年度からは毎年4月1日から翌年の3月31日となります。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。個人情報保護の関係で第24条の守秘義務、第25条の文書の管理及び保存の条項を、環境関係で第26条の環境への配慮の条項を新しく追加いたしました。

次に6ページ、第31条の1項で、4行目からの福生市指定管理者導入施設のモニタリング指針についての条文を追加いたしました。

次に9ページ、第45条、甲による指定の取り消し等の第6号、暴力団に関する条文について、福生市暴力団排除条例施行により追加をいたしました。

次に10ページ、第49条、費用の返還等について、指定管理料の返還等の責任を明確にするため、新しく追加をいたしました。

基本協定書（案）についての説明は、以上でございます。

続きまして平成25年度の年度協定書（案）について説明を申し上げます。資料2を御覧いただきたいと存じます。

この年度協定書は、基本協定書に基づき施設の管理に係る平成25年度の協定を締結するものでございます。

それでは、内容の説明でございますが、1ページ目をお願いいたします。第1条が目的で、指定管理委託料を定めることとしております。第2条が業務内容で、基本協定書及び事業計画書の定めるとおりであることを確認

することとしており、第3条は指定管理委託料で、甲は乙に年額1,648万5,000円を支払うものとし、第2項は支払い方法でございまして、恐れ入りますが、2ページ目の別紙1の表を御覧いただきたいと存じます。プール開場期間であります7月から9月にかけてが、人件費、光熱水費等がかさむことにより、総額の8割分1,318万8,000円を7月から10月までの4カ月間、4等分して支払う予定にしたいと考えております。また、11月から翌年3月までの5カ月間は、残額の2割分、329万7,000円を5等分して支払いたいと考えております。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、次に第4条は備品等の扱い、第5条は疑義等の決定、第6条はその他で、環境配慮行動への協力を記載いたしております。

なお、3ページ目の別紙2は、市所有の備品一覧でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございますか。

ないようでしたら質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第42号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

御異議なしと認めます。よって、報告第42号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、報告第43号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の更新についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長

それでは、日程第12、報告第43号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の更新につきまして説明を申し上げます。

資料は、29ページでございます。恐れ入りますが、次のページ、30ページの資料を御覧ください。1の経過でございますが、平成21年度から指定管理者制度を導入し、25年度までの5年間の予定で一般公募により選定された指定管理者により管理運営をいただいている状況でございます。

2の指定管理者制度の継続についてでございますが、現行の指定管理者はモニタリング調査の結果が良好であり、また利用者数、使用料についても右肩上がり推移している状況という、大変良好な経過を示しており、このことは事業者の努力の結果であることは明白と考えているところでご

ざいます。

次に、3、指定管理者候補者の公募についてでございますが、現在の運営状況から引き続き同じ事業者を非公募でという考えもございませうが、6月10日に開催された福生市行政改革推進本部会議において、今後も指定管理者制度は継続し、さらなる市民サービスの向上、新たな事業展開を期待するため、公募による候補者を選定する旨の決定がされたところでございます。

次に、今後の予定でございますが、7月には募集要項、管理運営基準等をお示しさせていただき、8月には募集要項を配布、10月には選定審査会、12月には指定管理者の議決、そして来年4月から実施というようなスケジュールでまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第43号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第43号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第13、報告第44号、福生市民会館の指定管理者の更新についてを議題といたします。

公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 それでは、31ページの日程第13、報告第44号、福生市民会館の指定管理者の更新について御説明いたします。

平成26年度以降の福生市民会館の指定管理者の更新についてでございますが、恐れ入りますが、資料は32ページをお開き願います。1の経過でございますが、福生市民会館は平成21年度から指定管理者制度を導入しまして、現在5年目になっております。指定管理者制度を導入する際、市民会館の管理運営に民間の能力や専門的なノウハウを幅広く活用し、一層の住民サービスの向上と経費の削減を図り、適正かつ効率的な運営を目的とすることが確認されました。そのため、市民会館の管理運営について、事業を安定的に実施していくとともに、より一層のサービス水準の向上を図るために公募することとなり、共立・日立共同事業体が選定されまして、現

在に至っております。

2、指定管理者制度の継続についてでございます。地域での芸術・文化の振興を図るため、市民会館をより一層市民に親しまれる施設として運営していくことが必要ですので、そのためには専門的な知識やノウハウを活かし、そして行政では実施することが困難な取組なども行い、住民サービスを向上させて、施設の運営を進めていくことが望ましいと考えております。財政面からも、指定管理者制度を採用することによる効果は高く、平成26年度以降の市民会館の運営につきましては、地域住民が質の高い芸術に触れることのできる身近な文化施設として、効果的、効率的な運営の下、より一層のサービス水準の向上を図っていくため、引き続き指定管理者による運営を行うことが適切と考えております。

3、指定管理者候補者の公募についてでございます。現在の指定管理者の施設管理面については、住民ニーズに柔軟に対応し、専門性を生かして利用者サービスの向上と経費削減に努め、円滑に実施してきていると評価しております。通常施設管理運営面での赤字はございませんが、事業運営での受託事業の収支につきまして、主催事業のイベントでは支出超過となっております。一般的な委託と違いまして、指定管理者制度での赤字は指定管理者側が補填しておりまして、市の負担はございませんが、安定的な運営と市民サービスの高いレベルでの向上が課題でありまして、また地域に根ざした事業の展開や、民間ならではの創意工夫、先駆的な取組の実施を期待するものでございます。したがって、平成26年度からの指定管理者制度の更新にあたりましては、適切な事業運営と、より一層のサービス向上を期待する観点から、公募により候補者を選定したいということで、6月10日の福生市行政改革推進本部会議におきまして、市民会館は平成26年度以降も指定管理者制度による運営を継続し、公募により候補者を選定する旨の決定がされました。

次に、今後の予定につきましては、(1)から(17)までは、報告、第43号の予定と同様でございます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

2点お伺いしてよろしいでしょうか。事業運営での受託事業の収支状況では大幅に赤字になっているということなのですからけれども、これに対して

今、運営していただいている共立・日立共同事業体の方は、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。公募が通り更新された場合、今後も引き続きやっていけるという意向でいらっしゃるのでしょうか。それはわかりますか。

公民館長 この赤字につきましては、今、赤字削減に努めているというお話を聞いております。24年度の赤字幅は、23年度に比べましてかなり縮小されております。また、24年度の中でも前半の赤字を後半にかなり挽回しておりますが、最終的に年度全体的では赤字であったということでございまして、その赤字の削減に業者は努めておるところでございます。また、今後につきましては、公募ということでもた応募していただけるのではないかと思います。それは業者の判断でございますので、今のところはそこまででございます。

以上です。

委員長 市民の方からは、この指定管理者制度になって良かったという反応は何か聞いていらっしゃいますか。

公民館長 利用のアンケートを取っておりますが、そこでは批判的な御意見はかなり少なく、今のところ施設管理面につきましても評価を頂いていると思っております。ただ、指定管理を受けた当初は、受付事務等、若干混乱がございましたけれども、それはモニタリング等で指摘をさせていただきまして、かなり改善されていると思っております。

委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

委員長 ないようでしたら質疑を終ります。

お諮りいたします。報告第44号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第44号は報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

最初に、平成25年第2回福生市議会定例会の報告について、教育次長、お願いいたします。

教育次長 それでは、平成25年第2回福生市議会6月議会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。会期につきましては、6月4日から6月

21日まで18日間でございました。案件でございますが、議案につきましては10件でございますが、そのうち主なものにつきましてここに記載をさせていただきます。

まず、平成25年度福生市一般会計補正予算（第1号）でございます。なお、この案件につきましては、去る5月24日の教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただいておりますが、教育関係はふっさつ子未来会議の委員謝礼や、スクールカウンセラーは、全校全て東京都からの配置になったことによる減額補正、あるいは市内小・中学校が東京都から指定を受けたことによるスポーツ教育推進校事業、学力向上パートナーシップ事業、言語能力向上推進事業、理数フロンティア校事業に関する経費を計上いたしております。

次に、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰でございます。今年度につきましては、4名の方が自治功労表彰を受けられますが、先ほどもございましたが、その4名の方につきましては、坂本前副市長、長谷川前教育委員長、宮城前教育長と細谷前選挙管理委員長でございます。なお、表彰式につきましては、7月6日土曜日、午前10時から市民会館小ホールで行われる予定でございますが、今回につきましては、教育関係者がお二人いらっしゃいますので、もし御都合がございましたら、ぜひ御出席いただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、福生市営プールの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者制度の導入目的につきましては、市民サービスの向上、管理運営経費の節減、より一層の安全管理や閉場期間中の施設活用等を行う中で、今まで以上に市民の方に安心して御利用いただき、また多くの方にお越しいただけるよう導入をいたすものでございます。

なお、候補者でありました有限会社ブイフィールドが指定されておりますが、来月の7月14日日曜日から指定管理者が市営プールの管理運営を行ってまいりますので、今年度からの新たな取組を中心に若干御説明をさせていただきます。

まず、より一層の安全管理を図るために、プール施設内はもちろんのこと、臨時駐車場として利用する子ども応援館、中央体育館や中央公園、臨時駐車場は、道路を挟んでおりますので、利用者が交通事故に巻き込まれないよう場外整理員等を配置し、さらなる安全対策を講じてまいります。

次に、事業サービスの充実でございますが、具体的な取組として14点ほどございますが、その中でいくつか申し上げさせていただきます。まずは、

水泳認定級制度の導入や各種水泳教室の実施、夏休み期間中のイベントなどの実施や、自動販売機、水泳関連商品、健康補助食品の販売やマッサージチェア、玩具等の貸出しなどの利用サービスを行ってまいります。

なお、プール閉場期間中のイベントなどにつきましては、現時点では指定管理者からフリーマーケット、キャスティング、リモコンカーのレース場などの実施を検討しておるということでございますが、まだ具体的な案までには至っておりませんので、今後担当部署と指定管理者とでそれ以外の案も含めて検討し、ぜひ市営プールの有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、御説明申し上げました一般会計補正予算、あるいは自治功労表彰等につきましては、全て可決あるいは同意されております。

次に、一般質問でございますが、一般質問は17名の議員からありましたが、そのうち教育委員会関係の質問は8名の議員の方からございました。質問の内容等でございますが、中学校給食やふっさっ子未来会議に関する質問、ほかには全国学力テスト、中学校の部活動に関する質問などがございましたが、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上、平成25年第2回福生市議会定例会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

次に、平成25年度特別支援教育講演会について。

主幹、よろしく願いいたします。

主幹 それでは、その他報告事項の2、平成25年度特別支援教育講演会につきまして、御説明申し上げます。お手元の資料47ページを御覧いただきたいと思っております。

本市では特別支援教育推進計画第二次計画に基づき、特別支援教育の一層の充実と発展を目指しているところですが、その推進に当たっては学校関係者にとどまらず、広く市民の方々にも特別支援教育について御理解をいただきたいと考え、昨年度より改めて特別支援教育に係る地域のセンター校であります都立羽村特別支援学校を中心に、近隣の羽村市、瑞穂町とも連携をしながら、講演会を開催することといたしました。今年度は、新たに青梅市も加わりまして、この表のとおり計5回の講演会を共催の形で開催いたします。昨年度は、いずれの会場におきましても小さなお子さまを連れて参加される方の姿も多く見られまして、特別支援教育について

の市民の方々の関心の高さがうかがい知れるところでございます。

本市におけます講演会としましては、7月25日木曜日の午後2時30分より4時30分まで、福生市商工会館3階ホールにおきまして、本市の特別支援教育推進計画第二次計画の策定及び推進に当たって、アドバイザーとして丁寧な御指導をいただいております筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、大六一志先生を講師にお招きし、「いまや特別でなくなった支援教育」という演題で御講演を頂きます。さらに、本年5月から教育相談室の就学サポートチームが定期的に幼稚園及び保育園を巡回訪問し、子どもの様子を観察したり、保護者や幼稚園教諭及び保育指導等の相談を行ったりしていることを受け、「なるべく早くから、つながる支援へ」というサブテーマを加えていただいております。

なお、当日、先ほど報告第41号で御報告申し上げました平成25年度福生市特別支援学級の紹介の冊子も会場に参加者にお配りいたしまして、本市の特別支援学級について御紹介をさせていただく予定であります。委員の皆様には御都合がよろしければ、御出席いただきたく御案内を申し上げます。なお、このお知らせにつきましては、今後各学校へ配布するとともに、市の広報やホームページ等でも広く紹介し、多くの方々へ参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

委員長 次に、その他報告として主幹からお願いいたします。

主幹 それでは、その報告事項のその他であります。平成25年度徳授業地区公開講座の実施、訂正につきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料は、49ページを御覧いただきたいと思います。平成25年度徳授業地区公開講座につきましては、既に平成25年第5回教育委員会定例会におきまして、その他報告事項として御報告させていただきましたが、その後、一部訂正がございました。福生第四小学校と福生第二中学校が本年9月14日に同日開催をされますが、同じ福生第二中学校区であることから、保護者や地域の方の参観に配慮いたしまして、福生第四小学校の開始時刻が当初より早まり、午前8時30分の開始に変更されております。また、福生第三中学校の徳授業地区公開講座は7月13日土曜日、13時20分からとなっておりますが、こちらも同日の午前10時35分に開始時刻が変更されておりますので、大変申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思います。福生第三中学校は、7月13日土曜日、午前10時35分開始となっております。

御報告、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかにはありますか。

学校給食課長、お願いいたします。

学校給食課長 貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。私からは、学校給食の件で、賞味期限切れの中華ドレッシングの混在につきまして、御報告させていただきます。なお、資料はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

この件につきましては、去る5月30日にファクシミリにより、取り急ぎ教育委員の皆様には御連絡をさせていただいておりますので、若干、重複する部分もございますが、再発防止も含めまして御報告させていただきます。

まず、経過でございます。先月の5月29日の学校給食で、各学校に提供いたしました100本の中華ドレッシングの中に、本年4月17日までを賞味期限とするドレッシングが16本混在していたため、これを使用した春雨中華サラダを一部の児童が食べてしまったというものでございます。発見に至る経過につきましては、児童の一人がおかわりをする際にドレッシングの賞味期限切れを発見し、担任に報告したものでございます。

なお、最も心配しておりました子どもたちへの健康に関しましては、特に問題がなく、また回収した賞味期限切れドレッシング等の成分分析を行ったところ、健康には問題がないという検査結果が出ているところでございます。賞味期限切れドレッシングが発見された翌日には5月30日でございますが、全小学校の保護者宛てに学校を通じ、一部賞味期限切れのドレッシングが混在していたことに関するおわびの文書をお送りしたところでございます。また、6月7日付で再発防止を含む詳細な報告を、全保護者宛てにもお送りしております。なお、問合せ等につきましては、一件もございませんでした。

次に、今回の原因でございますが、納品業者の食品の管理ミスと、賞味期限切れの確認の漏れが原因でありましたので、納品業者に対しましては万全な再発防止を講じるよう強く要請しているところでございます。一方、給食センターでは中華ドレッシングが20本単位で梱包され納品されておりましたが、そのみだけを検査しておりまして、東で納品されたものについては、検品をしていなかったということが今回の原因になっております。

今後の再発防止につきましては、給食センターに納品された食品につき

ましてはドレッシングに限らず、全ての食品について賞味期限を確認するとともに、各学校の配膳室に配膳員を配置しておりますので、その場においてもダブルチェックを行っていくという体制をとっております。また、6月5日になりますが、センター職員、配膳員、栄養士、各種パートタイマー職員も含め、給食センター関係者総勢62名に対しまして、本件に関して周知をするとともに、再発防止を実施をしていく上の体制づくりなどを、私が直接指導したところでございます。

説明は以上でございます。教育委員の皆様におかれましては、大変御心配をおかけし、申し訳ございませんでした。今後、二度とこのようなことがないように、再発防止に向けては十分な対策を図ってまいりますので、今後とも安全、安心でおいしい給食の提供に努めてまいりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上でございます。

委員 長
教育 長

報告はこれで終わります。

大変申し訳ございません。私の冒頭の教育長の報告のところ、1点だけ落としたことがございます。大変失礼をいたしました。加えさせていただければと存じます。社会教育関係でございますが、6月16日に市民音楽祭が行われました。市民の各団体の日ごろの成果の発表ということで、合唱など大変すばらしい市民の皆さんの活動の成果を御披露いただいたところでございます。委員長も御参加されておられるということで、私も楽しみに参りました。大変心豊かな時間を過ごさせていただきまして、市民の皆様のこの活動のすばらしさを再認識したところでございます。また、こういう市民音楽祭、手づくりの音楽祭が、あのような形でずっと伝統的に続いていることに大変感銘を受けたところでございます。

大変申し訳ございません、重要な報告を落としてしまいました。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員 長

ありがとうございます。

ほかにその他報告はありますか。

(「ありません。」の声あり)

委員 長

委員の皆さんからは何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員 長

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、平成25年第

6回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時29分 閉会